

相続限定定期貯金「虹の架け橋」

貯金の種類	スーパー定期貯金(複利型)・大口定期貯金(愛称:相続限定定期貯金「虹の架け橋」)	
販売対象	個人の方で、相続手続き完了後6ヶ月以内に相続により取得した資金。	
取扱期間	平成30年4月2日(月)～平成31年3月29日(金) ※但し、金利情勢等で当JAの判断により予告することなく終了させていただく場合があります。	
お預入期間	定型方式…3年(複利) 自動継続(元金継続又は元利金継続)のお取り扱いとなります。	
お預入金額	預入方法:一括預入 預入金額:300万円以上 相続により取得した資金の範囲内 預入単位:1円単位	
払戻方法	満期日以後に一括してお支払いができます。	
利息	適用金利	預入時の各金利を満期日まで適用します。 ●300万円以上1,000万円未満 年0.15%(税引後 年0.119%) ●1,000万円以上 年0.20%(税引後 年0.159%) ※自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。
	計算方法	付利単位を1円として1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算となります。
	税金	平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に受け取るお利息については、復興特別所得税(0.315%)が追加課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)相当額の分離課税が適用されます。
	金利情報の入手方法	金利は店頭にてご確認ください。
付加できる特約事項	「総合口座」の担保に組み入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率です。) マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取り扱いができます。	
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数及び預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。	
貯金保険制度	当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。	

詳しくは渉外担当者、もしくはお近くのJA窓口までお気軽にお尋ね下さい。

富士見支店 TEL.37-3208
吉田支店 TEL.45-0679
富戸支店 TEL.51-1155
伊東支店 TEL.37-7140

荻支店 TEL.37-2958
伊豆高原支店 TEL.53-0016
静海支店 TEL.38-8111
宇佐美支店 TEL.48-9301

下多賀支店 TEL.68-3111
熱海支店 TEL.82-3188
伊豆山支店 TEL.80-5211



JAあいら伊豆

<http://ja-airaizu.jp/>

JAあいら伊豆

検索